

指 名 停 止 措 置 の 概 要		
1 指名停止措置業者名及び住所		
指名停止措置業者名	住 所	業者番号
昭和建設（株）	水戸市千波町 1 9 0 5	2-031390
2 指名停止措置期間 平成29年1月7日 ～ 平成29年2月6日（1か月間） （※ 入札参加資格を有しない有限会社茨城建設（茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴 1 7 5 7 番地）については、指名停止措置の対象ではないが、今後、有資格業者となった場合、この指名停止措置期間の始期から 1 か月間での指名停止措置を行う。）		
3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等		
4 事実概要 昭和建設（株）及び（有）茨城建設は、平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日、水戸土木事務所発注の道路舗装修繕工事（水戸市平須町地内）において、安全管理措置の不適切により、公衆に損害を与える事故を発生させた。		
5 指名停止理由 安全管理措置の不適切により公衆に損害を与える事故を起こしたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第1第6号(6)に該当する。		
〈指名停止措置要領別表第1〉		
措 置 要 件		期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) ～ (5) 略 (6) 損害を与えたとき。		当該認定をした日から1か月以上4か月以内 1か月

問 い 合 わ せ 先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話 0294—72—3111